

平成29年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年9月12日	午前10時00分	議長	宮川	寛
	散会	平成29年9月12日	午後2時42分	議長	宮川	寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	多胡裕司		本田 学			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治	会計管理者	阿部 博		
	総務課長	早坂政志	町民課長	芳賀 均		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	高橋 豊		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第55号	公平委員会委員の選任について
4	議案第56号	町道路線の認定について
5	議案第57号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
6	議案第58号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
7	議案第59号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
8	議案第60号	陸別町高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例
9	議案第61号	町税条例の一部を改正する条例
10	議案第62号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
11	議案第63号	陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例
12	議案第64号	平成29年度陸別町一般会計補正予算（第4号）
13	議案第65号	平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
14	議案第66号	平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
15	議案第67号	平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
16	議案第68号	平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
17	議案第69号	平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成29年陸別町議会9月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面の中から2件、口頭で1件御報告申し上げます。

書面の中から1点目は、本年6月17日、土曜日、高橋はるみ北海道知事が釧路市の防災訓練、阿寒町のイベントに参加した後、地域訪問として当町のコミュニティプラザ、ぷらっとを視察されました。喜多北海道議会議員、梶田十勝総合振興局長らが同席される中、初めに、施設内のコミュニティスペースにおいて、陸別町商工会小田副会長から、ぷらっとを建設するに至った経過や施設の概要、経済産業省のはばたく商店街30選などの受賞経過などの説明を受け、その後、テナントとして出店している薬局、すし店、居酒屋、整骨院をそれぞれ訪問し、店舗等の皆さんと積極的に会話をされました。

2点目は、農作物生育状況の件であります。

平成29年8月2日に実施した農業関係機関合同による作況調査及び平成29年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

気象の経過について、本年は春先の4月から5月上旬にかけて好天が続き、気温も高く、日照時間も平年より多く、降水量は少なく推移してきました。中でも、5月には25度を超える高温の時期もありました。

6月に入り、気象は一転して降雨と曇天が続き、低温と日照不足の傾向となり、作物の生育はおくれ気味となりました。6月中旬以降は天候も回復し、作物の生育も平年並みに戻りつつありました。

7月は、断続的な降雨はありましたが、気温が高く、日照時間も長く、降水量は少ない状況でした。

8月は上旬から中旬にかけて、低温、日照不足となり、降水量も少ない状況でした。8月1カ月間の日照時間は92.9時間、平年比77%、降水量は32.5ミリ、平年比26%と少なく、低温、日照不足と少雨傾向で推移いたしました。

本年度の小麦の作付面積は157ヘクタールあり、品種は「きたほなみ」のほか、一部で「ゆめちから」も栽培されております。5月までは生育も平年を上回っていましたが、6月以降の曇天、降雨により、平年並みで推移いたしました。収穫作業は8月に入ってから行われましたが、陸別町農協取り扱い分の31.87ヘクタールについては8月5日で収穫が終了し、10アール当たりの収量は7.59俵となりました。

サイレージ用トウモロコシは、播種作業は平年並みに始まりましたが、5月下旬の天候不順により、播種終わりはややおくれました。その後、日照不足と低温の状態が続き、生育は平年よりもおくれましたが、受粉時期となる8月上旬の好天により、受粉は順調に進んだものと思われます。しかし、8月中旬以降の低温、日照不足により、登熟がおくれており、9月1日現在の生育ステージも、乳熟期には至っておらず、平年より5日ほどおかれていると見込まれております。

ビートの直播栽培の播種作業は、天候不順によりおくれました。その後の生育も平年よりおくれており、根部肥大もおくれております。移植栽培の生育は順調に推移していません。

牧草については、一番草は萌芽期が平年より少しおくれましたが、その後の生育は平年並みに推移しました。しかし、収量は平年より少ないものとなりましたが、圃場による差もあります。二番草の生育は平年並みであり、収穫作業も平年並みに進んでおります。

口頭で1件御報告申し上げます。

新聞報道等で既に御存じかと思いますが、10月9日、月曜日ですが、当町の懸案でありました北海道横断自動車道網走線、十勝オホーツク自動車道の陸別小利別インターチェンジと訓子府インターチェンジ間の16キロが開通することとなりました。

また、陸別小利別―陸別間の20キロにつきましては、既に工事が着工されており、早い時期の開通を願うものであります。

さらに、陸別―足寄間31キロは、当面、着工しない区間となっておりますが、関係自治体、十勝、北見地区期成会とも連携を図りながら、当面、着工しない区間の解除と早期着工、完成に向け、精力的に要望活動を進めていきたいと考えているところであります。

以上で、行政報告を終わりたいと思います。

なお、お手元に配付しております事業、業務、工事等の発注一覧につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上でございます。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面の中から1点御報告いたします。

8月27日、昨年、台風被害の影響により中止となりました町民スポーツレク大会ですが、ことしは第50回の節目の大会として、好天のもと、12チームの参加によりまして開催いたしました。50回の記念種目として、自治会対抗リレーを復活し、9種目の競技に熱戦が繰り広げられ、若い力の躍動する姿に声援が一段と高まる中、農村連合チームが6年ぶり2回目の優勝を果たしました。終了後は、各チームにおかれまして、祝勝会や慰労会など開催され、地域の親睦と交流が深められたところです。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番多胡議員、4番本田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月8日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成29年陸別町議会9月定例会の運営について、9月8日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会においては、町長から事前に配付のありました議案は、委員の選任について1件、町道認定1件、組合規約の変更について3件、条例の改正4件、補正予算6会計、決算認定7会計の合わせて22件であります。議会関係では、一般質問4名、意見書案2件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元に配付しております予定表のとおり、本日から9月25日までの14日間とし、9月15日から21日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御了承願います。

また、9月14日につきましては、予備の日として、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定いたしました。

次に、議案の一括についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの等について、一括して行うことにいたしました。

まず、議案第57号から第59号までの組合規約の変更に関する3件であります。相互に関連すると認められることから、提案理由の説明、質疑、討論までを一括とすることとし、採決はそれぞれ議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第64号から第69号までの平成29年度各会計補正予算の6件及び議案第70号から第76号までの平成28年度各会計決算認定についての7件を、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることにいたしました。

また、平成28年度各会計決算認定についてであります。会期前半の14日までに、提案理由の説明、監査委員への質疑までを行った後、休会を設け、質疑、討論、採決は9月22日以降に行うことにしております。

決算認定にかかわる追加資料の取り扱いについては、本日の会議終了後、議員協議会において事務局より説明があります。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月25日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までの14日間とすることに決定しました。次にお諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次にお諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月15日から9月21日までの7日間は、特別の事情が生じない限り休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第55号公平委員会委員の選任について

○議長(宮川 寛君) 日程第3 議案第55号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第55号公平委員会委員の選任についてですが、現委員のうち1名が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただきまして、選任しようとするものであります。

現委員の森よし子さんを引き続き選任したいと考えております。

森さんは、平成20年7月10日から公平委員会委員に就任されており、現在3期目です。住所は陸別町字陸別17番地12、生年月日は昭和24年8月1日生まれの満68歳です。

森さんは、昭和40年3月に陸別中学校を卒業され、その後、実家の農業を手伝われ、昭和49年3月、夫の光吉さんと御結婚されております。

森さんは、平成17年から平成25年までの8年間にわたり、社会福祉法人北勝光生会の評議員として、福祉施設の運営など、地域の社会福祉の増進に御活躍されました。

森さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人物、識見とも申し分ない方だと思っております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから、議案第55号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第56号町道路線の認定について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第56号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第56号町道路線の認定についてですが、町道用地の確定及び北海道横断自動車道網走線建設に伴う補償道路として施工するため、当該路線を町道として認定するものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから、議案第56号町道路線の認定についてを説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたが、路線番号1-87、路線名、若葉4号線2号通りは、町道用地の確定により認定するものでございます。

路線番号159、路線名、川向勲祢別線につきましては、現在、帯広開発建設部が進めています北海道横断自動車道網走線のうち、小利別-陸別間の建設工事に伴い、林道川向勲祢別線の補償道路として施工するために、林道川向勲祢別線の一部を町道として認定するものでございます。

先に条文のほうを読ませていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

1、認定する路線。

路線番号、1－87。

路線名、若葉4号線2号通り。

起点、陸別町字陸別原野基線329番地9。

終点、陸別町字陸別原野基線329番地38。

続きまして、路線番号159。

路線名、川向勲祢別線。

起点、陸別町字陸別西1線313番地20。

終点、陸別町字トマム2番地272であります。

道路法第8条第2項の規定は、市町村長が市町村区域内に存する市町村道を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないという規定であります。今回、この規定により町道として路線を認定するものでございます。

今回お願いをする箇所につきましては、議案説明資料のナンバー1－1とナンバー1－2で御説明をしたいと思います。御参照をお願いいたします。

最初に資料ナンバー1－1の若葉4号線2号通りにつきまして説明いたします。

起点につきましては、町道若葉4号線を起点として、陸別町字陸別原野基線329番地の9とし、終点を陸別町字陸別原野基線329番地の38とするものでございます。

この路線につきましては、行きどまりの路線ということになります。

道路延長につきましては、約94メートルでございます。

この路線は、若葉町にある旧通勤寮へ通じる1車線の砂利道という路線でございます。現在につきましては、グループホーム3棟が建っておりまして、1棟につきましては来年の3月に完成する予定でございます。

次に、資料ナンバー1－2の川向勲祢別線について説明をいたします。

図面中央部の下のほうの道道斗満陸別停車場線を起点といたしまして、陸別町字陸別西1線313番地の20とし、図面の中央部にあります陸別配水池と書いてあるところを終点といたしまして、陸別町字トマム2番地272と表示されている区間でございます。

この区間につきましては、舗装区間で、今回、町道として認定するものでございます。

認定する路線延長は1,882メートルで、幅員が4メートルの全幅5.0メートルの舗装道路でございます。

町道認定することによって、林道川向勲祢別線の延長が7,566メートルから5,684メートルへと変更となります。

以上、簡単でございますが、議案第56号町道路線の認定についての説明とさせていただきます。以後、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） それでは、路線番号159の川向勲祢別線、これについてちょっと1点だけお伺いいたします。

この参考資料を見ましたら、高規格道路とこの林道、図面から見ましたら、林道が上を走るような形になると思うのですが、その辺の確認と、例えばこの高規格道路が下を走るということになれば、上に跨道橋の躯体が施工されることと思われます。そのときの建設費に関する配分、その辺、どのような形で進められるのか、2点についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 今、議員おっしゃられたとおり、交差する部分につきましては、高規格道路が林道の下を通るということで、跨道橋とって、橋が架かるような状態になります。この橋につきましては、開発建設部からは、現在、詳細設計をしている最中ということで、橋が架かるということぐらいしか今の情報としては得ていない状況でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、さきの議員が質問した中身で、交差する点についてはわかったのですが、1キロ800メートルの認定をして、今後、整備するというか、そういう考えはあるのですか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 今回、町道認定して、補償道路という意味合いのもとで、開発建設部のほうからは、先ほど言った橋以外に、重複する区間がありますので、その部分については補償工事ということで、新たにルートが変わるといふか、高規格道路と平行して走るような道路ということで、その部分については、現在、約400メートルぐらいだと思っておりますけれども、新たに同じような規格で道路がつけられるというふうな情報を得ているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明で、400メートルほど整備可能というけれども、先ほど説明の中で、橋になるとか、あるいは整備する予算については当町が負担するのか、それとも開発建設部で併用でやってくれるのか、その辺について伺いたいのではございますけれども。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 道路工事、橋関係につきましては、全額、開発建設部が補償工事として施工するものでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第6 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◎日程第7 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第6 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第7 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件を、提案理由が同じものとして一括議題とします。質疑、討論も一括することにし、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承ください。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第58号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてですが、平成29年6月1日付け西胆振消防組合が処理する事務の追加により名称変更及び平成29年8月1日付け江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、それぞれ各組合の規約の変更について協議があったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第57号から議案第59号まで、3件を一括して説明いたします。

まず、議案書3ページをお開きください。

議案第57号北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更する。

今回の北海道市町村総合事務組合理約の一部変更につきましては、本町が加入しております北海道市町村総合事務組合の構成団体であります西胆振消防組合が処理する事務の追加に伴いまして、平成29年6月1日付けで西胆振行政事務組合に名称を変更し、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退に伴いまして、平成29年8月1日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合に名称が変更されております。これに伴いまして、規約の別表第1及び別表第2を改正する必要があるため、協議をするというものであります。

それでは、議案説明書の資料ナンバー2の新旧対照表をごらんください。

右が現行で左が改正案、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

まず、別表第1の桧山振興局の項中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表の胆振総合振興局の項中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるというものであります。

なお、これに伴う構成団体の数に変更はございません。

次に、別表第2の1から7の項中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」にしまして、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるというものであります。

それでは、議案集の3ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりであります。

条文の朗読は省略いたしまして、附則を読み上げます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。であります。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定しておりますことから、今回、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案第58号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するというものであります。

この北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更につきましても、先ほど説明しました北海道市町村総合事務組合の規約の一部変更と同様に、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の名称の変更に伴いまして、規約の別表について改正する必要が生じたため、協議をするというものであります。

それでは、議案説明書の資料ナンバー3の新旧対照表をごらんください。

こちらが右が現行の表であります。左側が改正案で、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

こちらは、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、桧山管内の項中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表の胆振管内の項中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるというものであります。

それでは、議案集の4ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりであります。

条文の朗読は省略いたしまして、附則を読み上げます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。であります。

地方自治法第286条第1項につきましても、議案第57号で説明したとおりでありますので、説明を省略します。

本件につきましても、議会の議決を求めるというものであります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。であります。

この北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更につきましても、さきに説明しました北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更と同様に、本町が加入しております北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の名称の変更に伴いまして、規約の別表について改正する必要が生じたため、協議するというものであります。

それでは、資料ナンバー4の新旧対照表をごらんください。

こちらが右側が現行で、左側が改正案となっております。下線を引いている部分が改正箇所となっております。

別表第1中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めるというものであります。

議案集の5ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりであります。

条文の朗読は省略しまして、附則を読み上げます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。であります。

こちらの地方自治法第286条第1項につきましても、先ほど説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

本件についても、議会の議決を求めるというものであります。

以上で、議案第57号から議案第59号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第57号、議案第58号及び議案第59号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第57号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第58号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） 次に、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第8 議案第60号陸別町高齢者共同生活支援施設条例の
一部を改正する条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第60号陸別町高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第60号陸別町高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例についてですが、高齢者共同生活支援施設の再建に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第60号陸別町高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

こちらにつきましては、先ほど町長から話がありましたとおり、再建に伴う所要の改正でございます。

内容については、新しい福寿荘の定員が変更になること、それから、車椅子利用者及び世帯向けの居室というのがなくなりまして、全室個室になるということ、それから、短期入居の受け入れを行うことに伴うものとなってございます。

議案説明書、資料ナンバー5-1から5-4、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、表の左側が改正後、右側が改正前となっております。

まず、資料ナンバー5-1をごらんください。下線が引かれている部分を中心に説明をさせていただきますが、まず、第4条、入居対象者ですが、改正前が、序盤を飛ばしますが、「陸別町に居住するおおむね60歳以上の者で、次の各号の一に該当する者」とあるところを、改正後は、「陸別町に居住するおおむね60歳以上の者または短期間入居する者（年齢制限なし）で、次の各号のいずれかに該当する者」とし、また、車椅子利用者及び世帯向け居室がなくなることに伴いまして、第2号を、独居生活で高齢のため独立して生活することに不安がある者として、さらに、短期入居の規定のために、第3号、高齢者及び障害者等で短期間の生活支援を必要とする者という規定を設けてございます。

次に、第5条、定員についてですが、こちらは一般入居者8名、短期入居1名の規定をしているところでございます。

第6条、入居の許可、これは短期入居の入居期間の制限を追加して盛り込んだものでございます。

第7条、入居の許可の取り消しにつきましては、本改正にあわせて、下線部のとおり、表現の改正を行うというものとなっております。

次のページ、資料5-2をごらんください。

使用料の徴収基準になります。

冒頭、説明しましたとおり、新福寿荘は車椅子利用者向け及び世帯向けの居室がなくなります。全室個室になることと、短期入居の規定を設けるために、改正後、改正前の表のそれぞれ右側部分の使用料の欄の表現がちょっと変わってございます。

まず、改正後、徴収基準の左側にあります区分、それから、その隣の対象収入につきましては変更はありません。また、独居世帯、いわゆる一般の居住スペース、一般の居室につきましては、月額使用料は、現在の入居者、それから、今後の入居を想定される人々の収入階層区分にかんがみ、それから、入居後の生活に要する経費をかんがみて、据え置きとしたいということで、据え置きにしております。

短期入居につきましては、日額の使用料として、収入区分に関係なく一律1,000円としています。こちら想定される入居者の収入区分が低層に位置することが見込まれるということ、それから、いつ、誰が入居してもわかりやすい金額とするために、後で出てきますけれども、冬期加算分も組み込んで、年を通して同じ金額という設定としたところでございます。

めくっていただきまして、次に、資料5-3をごらんください。

食費及び日用品等の実費負担額表になってございます。

こちら先ほどと同じく、居室形態の変更と、短期入居の規定新設による改正となります。

ここで、上段、食費が900円から1,000円に100円増となりますが、これは近年の物価上昇から、夕食分の300円を400円に、100円増とさせていただいているところでございまして、こちらにつきましても、現入居者、一時的に旧みどりハイツに住んでいただいておりますが、その方々とも協議をさせていただいて、御了解はいただいているところでございます。この食費については、短期入所者も同額の設定となります。

独居、一般居室の日用品等及び冬期加算額については、先ほどの使用料と同じ考えでございまして、据え置きとさせていただいております。短期入居の日用品等については、月額の1万5,000円を30日で割り返した日額500円の設定としています。なお、短期入居に冬期加算分を徴していませんけれども、これは先ほど説明したとおり、使用料の一律1,000円の中に組み込んだものとなっているからでございます。

次に、資料5-4をごらんください。

これは附則の規定でございまして。

附則の1では、条例の施行日を規則に委任するということ。

それから、附則の2では、募集その他の準備行為を施行日前においても可能とする規定となつてございます。

次、議案書6ページにお戻りいただきまして、議案第60号を朗読いたします。

陸別町高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例。

陸別町高齢者共同生活支援施設条例（平成15年陸別町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条、入居対象者。生活支援施設の入居対象者は、陸別町に居住するおおむね60歳以上の者または短期間入居する者（年齢制限なし）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第1号、介護保険制度により自立または要支援と認定された者及び介護保険施設から在宅生活に移行する者で、独立して生活することに不安のある者。

第2号、独居世帯で、高齢のため独立して生活することに不安のある者。

第3号、高齢者及び障害者等で短期間の生活支援を必要とする者。

第4号、その他町長が特に必要と認める者。

第5条を次のように改める。

第5条、定員。生活支援施設の定員は9名とする。ただし、そのうち1名は短期入居とする。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、短期入居者の入居期間は最長3カ月までとする。

第7条中、「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改めるといふことで、7ページ、8ページは先ほど説明した別表となっております。

9ページをお開きください。

附則。読み上げます。

1、施行期日、この条例は、規則で定める日から施行する。

2、準備行為、生活支援施設の入居に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

以上で説明を終わります。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） まず、入居対象者についてお伺いいたします。

今回、短期の方もいらっしゃるということですがけれども、高齢者及び障害者ということは、何かの介助が必要な人も含まれてくるのかと思うのですがけれども、管理体制について

はどうなっているのか、24時間体制でそういう場合は行うのか。

あと、入居許可の取り消しについてですけれども、前に入っていた方たちも、だんだん年をとってきて、一緒に暮らしている人たちが、ちょっと物忘れが激しくなったりだとか、自分たちが手助けしないと洗濯ができないなど、お手伝いが必要になったり、一緒に暮らしていくのが不安になったという話も聞いていましたが、そういう認知テストというのか、そういうのを毎年続けていくようにして、ある程度の基準を満たさなかったら取り消しするようなことがあるのか。

あと、食事なのですけれども、日額1,000円となっていますけれども、隣に夕食400円、朝食300円と書いてありますけれども、これはとらない場合は引かれるのでしょうか、それともまるっきり日額なのでしょう、そこをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの質問の1点目、高齢者、障害者等の短期入居の関係でございますけれども、こちらにつきましては、介護度のついた方という想定ではなく、基本的には自立生活支援で、例えば障害者等であれば、自宅で生活をして、親に面倒を見てもらいながら生活しているけれども、親が例えば入院するという場合等、そういうことで、ふだん、家でちょっとした手助けをしてくれている方がいなくなることで生活に不安が出てくる方という方を想定しているものでありまして、介護保険制度を使うようなショートステイというものではなく、自立の方ということで想定してございます。

それから、もちろん今回の福寿荘につきましては、24時間管理体制ということで考えてございます。

それから、入居許可の取り消しの関係で、今の入居者の方々ということでありますけれども、こちらにつきましては、現在のところ若干体の調子が弱っている方もいらっしゃいますが、基本的には、今入られている方々につきましては、きちんと移行していただいて、入っていただいて、その後、身体状況等確認していきながら対応していくということになると思います。

条例のほうにもありますとおり、要支援2までは基本的に入居できる状態になってございます。ずっとこの何年間の議会でも言っているとおり、中間施設がないという部分がありまして、これは今後のまた課題になっていくと思いますが、基本的にはそれ以上、介護度がついた場合は、できる限りその次のステップ、自宅に戻れるとか、それは余り考えられませんが、施設のほうに行くということになると思いますけれども、そういうことが決まった時点で出ていただくということになると思います。

それから、朝食等、食事をとる、とらないですけれども、基本的には期限を設けまして、2日前だったかと思いますが、まだこれから詰めますけれども、までに申し出ただけであれば、食費については実費負担分は後でお返しするということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 今、さきの議員が質問した管理体制で24時間というのですけれども、委託先というか、そういう団体というか、NPOとか、そういうのがあると思うのですけれども、そういった点について、管理体制の契約がされているのかどうか。

それと、食事の関係ももちろん用意するというか準備してもらうところも委託先が決まっているのか。決まっていなれば、いつごろそういうことがきちっと契約できるのか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 委託先ということはまだ決まっているわけではございませんけれども、内容につきましては、契約もまだ行われているわけではございませんで、これから細部を詰めながら協議をしていくということになります。食事の提供等も含めて、一括して委託先に管理をしていただくという考え方でございますので、食事だけ別に頼むということは考えてございません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 供用開始、今回、条例が改正されたので、なると思うのですけれども、いつごろまでにそういう形を確立するのですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 基本的には、供用開始は12月1日ということをご予定してございますので、また、受ける側の体制整備もありますので、12月1日より早くなるか遅くなるということは余り考えられないところでありますので、いつごろお示しできるかというのは、入札行為が行われる前には、また皆さんにお示しすることになるのかと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号陸別町高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時13分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第61号町税条例の一部を改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第9 議案第61号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第61号町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) それでは、私から、議案第61号町税条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の10ページをごらんください。

本改正は、平成29年法律第2号地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律のほか、関係する政令、施行令、省令が平成29年3月31日に公布されました内容のうち、同日付で専決処分をして、5月2日の第2回臨時会で承認をいただきました内容以外の部分について、今回、改正を行おうというものであります。

先に専決処分を行いました改正につきましては、施行月日が法律等の公布日の翌日であります4月1日ということから、議会を招集するいとまがなかったために、専決処分を行いました。

しかしながら、今回の改正部分につきましては、施行月日が平成31年1月1日以降であったことで、専決処分を行う理由に当たらなかったことから、今回の提案となりました。

説明資料として新旧対照表を配付させていただいておりますが、議案説明資料ナンバー6-1をごらんください。

まず、附則第5条の改正について説明いたします。

地方税法の改正において、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しがされました。その中で、条例の附則第5条中にあります控除対象配偶者の定義規定が改められ、現行の控除対象配偶者に該当する者は、同一生計配偶者と名称が変更されましたので、条例においても改正するというものであります。

説明資料の右側、現行の2カ所の下線部分の控除対象配偶者が、左側、改正後で同一生計配偶者とする内容となっております。

なお、この附則第5条は、見出しにありますとおり、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について規定する内容であります。この改正による影響はありません。

この改正の施行月日は平成31年1月1日であります。

次に、一たん議案集の10ページをごらんください。

附則を説明いたします。

第1条の施行期日ではありますが、この条例の施行期日は、ただいま申しましたとおり、平成31年1月1日であります。

ただし、この後説明いたします附則第3条の改正につきましては、平成31年10月1日が施行期日となります。

第2条であります。第2条は、町民税に関する経過措置を定める内容となります。

今回の改正につきましては、平成31年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるというものであります。

次に、附則第3条の説明をいたします。

内容は、平成26年陸別町条例第11号の一部を改正するというものですが、これは平成26年5月2日開催の第2回臨時会で議決をいただいた内容であります。

この内容を少し振り返りますと、平成27年4月1日を基準といたしまして、軽自動車税の税率の改正がありまして、第70条の改正で、軽自動車税が増額となりました。あわせて、そのときに附則第16条で、軽自動車税の税率の特例で、平成27年4月1日以降、14年を経過した軽自動車税の税率をさらに増額する規定と、一定の排ガス規制基準をクリアした軽自動車の税率を軽減する規定、さらには、附則第6条において、経過措置といたしまして、平成27年3月31日以前に初めて登録した軽自動車の税を増額前の税率に据え置くという改正を行っております。

今回は、附則第6条についての改正ということになります。

ここで、再び議案説明資料のナンバー6-2をごらんください。

さきに施行期日を平成31年10月1日と説明いたしましたが、これはまさに消費税の増税を予定している日でありまして、消費税増税にあわせまして、それまでの軽自動車税を種別割に改正することとなっております。

この改正は、先に結論から申しますと、その種別割の制度にあわせまして、軽自動車の種別をより明確にするための改正ということになります。右側の現行の欄をごらんください。下線の部分が改正部分となりますが、軽自動車税の次に、「の種別割」を加え、新条

例を町税条例に改める等の改正をしております。

表について若干説明を申し上げますと、右の欄で、例えば第70条第2号アというのは、軽自動車を一くくりであらわしておりますが、左の欄、改正案でいうと、例えば（イ）というのは三輪のものをあらわしております。（ウ）は四輪以上のもの。さらに、英字のaは乗用、bは貨物用ということになります。さらに、2段書きになっていると思うのですが、上が営業用、下が自家用をそれぞれあらわしております。

実はこの改正案は、昨年12月定例会において議決をいただいたものと同じ内容であります。当初、政府が消費税の増税を予定していた、ことしの4月1日を施行日としていたことから、ことしの3月31日の専決処分で、消費税増税の先送りによる改正前の状態に戻すという改正を行っていたところであります。

よって、平成31年9月30日までは右側の現行の表による経過措置となりまして、繰り返しとなりますが、改正後の左側の表は平成31年10月1日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしままいりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第61号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第62号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第10 議案第62号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第62号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてであります。町営住宅のうち、新町団地の建てかえによるU棟の用途廃止及びO棟の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから、議案第62号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

今、町長より提案理由の説明がありましたが、現在、新町2区で進められている新町団地内の建てかえによりますU棟1棟4戸の用途廃止、これは取り壊しとなります。また、O棟1棟3戸の建設に伴う供用開始により、所要の改正を行うものでございます。

先に条文のほうを読ませていただきます。

陸別町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。であります。

別表第1中で、上段の表を下段の表に改めるものでございます。

場所につきましては、議案説明書の資料ナンバー7を御参照してください。

場所は、新町2区にあります旧新町児童館の道路を挟んだ向かい側に今建設中のO棟、上方というか上側が北のほうになるのですけれども、現在取り壊し中のU棟がそれぞれ表示されてございます。

議案集12ページに戻りまして、表の説明をいたします。

改正する内容でございますが、上段の表中の一番下の行にあります、下から2行目ですが、U棟とあるのですけれども、まず、左のほうから、現在の所在地ということで、基線314番地42、棟数番号のアルファベットのU、戸数である4、建設年度の昭和51年、構造をあらわします簡易耐火平屋、規模は3DK、住戸番号は1、2、3、4の4戸、床面積が55.15平米ということで、取り壊しによる用途廃止をするために、この行については削除ということになります。

新たに建設し、供用開始するO棟がここの欄に入ってきます。それが、下段の表中、一番下の行になりますが、下から2段目、左から、建設所在地ということで、基線314番地42、棟数番号のアルファベットのO棟、戸数は3、建設年度は平成29年度、構造は木造平屋、規模は2LDK、住戸番号は1、2、3、床面積が65.01平米となります。U棟の1棟4戸が解体されて、新たにO棟の1棟3戸が建設されますので、上段の表の一番上の左から三つ目、数字の52、これは52戸なのですけれども、これが下のほうでは4戸が3戸ということになりますので、1戸減って51ということになります。

以上が改正内容であります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成29年11月1日から施行するであります。

以上で、簡単でございますが、議案第62号の説明とさせていただきます、御質問によって

お答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第62号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第11 議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

提案の理由にありました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

この地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律ですが、いわゆる第7次地方分権一括法と呼ばれるもので、この中で公営住宅法の一部に改正がありましたので、改正を行おうとするものでございます。

今回の公営住宅法の改正内容でございますが、大きく3点ほどあります。

1点目は、公営住宅建てかえ事業における現地建てかえ要件の緩和でございます。現在の公営住宅建設建てかえ事業は、現地での建てかえを限定とされていますが、今回の改正により、公営住宅の集約化など、一定条件のもと、近接地への建てかえも対象とできるというものでございます。これに関しては、陸別町営住宅管理条例に関するものではございませんので、今回、該当はしておりません。

2点目でございますが、公営住宅の入居者である認知症患者等の収入申告の義務の緩和でございます。公営住宅の家賃の決定は、毎年度、収入申告書を提出していただき決定しているところでございます。この際、入居者の認知症患者等からの収入申告の提出が困難と認める場合、事業主体である官公庁の書類の閲覧等により収入状況を把握することを可能とするものでございます。当町においては、収入申告の提出は9月中の1カ月間で提出をしていただいているところでございますが、未提出の方につきましては、電話でのお願いだとか、職員が直接出向いて提出をお願いしているところでございます。これによって、当町においては、収入申告書の未提出者はいない状況でございます。

次に、3点目でございます。公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準を、地域の住宅事情を踏まえて条例で定めることを可能とした点でございます。現行の公営住宅の明け渡し請求ができる金額は、31万3,000円を超えるものとされておりますが、今回、これを25万9,000円から31万3,000円未満の一定の金額、この範囲内の中で明け渡し請求ができるというものでございます。

以上が、公営住宅法の改正の内容でございますが、当町においては、現行どおりといたしておりますので、陸別町営住宅管理条例の内容に影響を与えるものではございません。

また、今回、公営住宅法の改正によって、公営住宅法施行令と公営住宅法施行規則の条文のずれが発生していますので、今回はその改正を行うというものでございます。

それでは、条文のほうを先に読ませていただきます。

議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

陸別町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中、「第10条」を「第11条」に改める。

第12条第1項中、「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第2項中、「第8条」を「第7条」に改める。

第36条及び第37条中、「第11条」を「第12条」に改めるということです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。でございます。

それでは、議案説明書の資料ナンバー8を御参照してください。

これは、今、条文を読ませてもらった中身が旧と新とで書いてあります。

今回の改正の内容ですが、旧の条文の上から2段目に、同居の承認、第11条中と書いて

てありまして、公営住宅法施行規則「第10条」を、左の表では「第11条」に改正しております。

続いて、次、入居の承継ということで、第12条の第1項中、これも右の表では「第11条」を左のほうでは「第12条」というふうに改正しております。

その下に、中段ぐらいになるのですけれども、収入の申告等、第14条の第2項、公営住宅法施行規則「第8条」が「第7条」というふうになります。

それから、下にきまして、町営住宅建替事業に係る家賃の特例ということで、中ほどに、右の表では「令第11条」が、左では「令第12条」。

下から3行目になります。「令第11条」が「令第12条」というふうに改正するものでございます。

以上で、議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明といたしまして、以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第63号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第64号平成29年度陸別町一般会計補正予算
（第4号）

◎日程第13 議案第65号平成29年度陸別町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第14 議案第66号平成29年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第15 議案第67号平成29年度陸別町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

◎日程第16 議案第68号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第17 議案第69号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川 寛君） 日程第12 議案第64号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第4号）から日程第17 議案第69号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）まで、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第64号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,955万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第65号平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億734万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第66号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,904万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第67号平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,429万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第68号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,906万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第69号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,074万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,916万2,000円とするものであります。

以上、議案第64号から議案第69号まで、6件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りしますが、副町長の内容の説明に入りますけれども、ちょっと半端になると思いますので、時間がちょっと早いですけれども、午後1時まで休憩したいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） それでは、午後1時まで、昼食のため、休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を続けます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第64号から第69号まで一括して説明をさせていただきますが、前段、共通する事項について申し上げたいと思います。

議案第64号、一般会計、それから議案第66号の直診の特別会計、それから議案第67号の簡水会計、議案第68号の公共下水道事業特別会計ですが、共済費の補正を計上しております。これは共済費、共済組合負担金でありますけれども、職員にかかわる分で、9月からの標準報酬の改正と、それから共済組合負担率の改正に伴って、各会計で職員人件費を計上しているところについては、共済費の予算を計上しておりますので、御了承いただきたいと思います。

なお、一般会計においては、共済費については、4月1日の人事異動ですとか、4月1日採用の職員、そういった関係もございますので、それらも含んでいると、そのように御理解をいただきたいと思います。

それでは、議案第64号の説明に入ります。

1ページをお開きください。

議案第64号平成29年度陸別町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、11ページをお開きください。

11ページ、歳出であります。

1款議会費1項議会費1目議会費4節共済費4万円の追加の補正であります。それから、9節旅費11万1,000円、費用弁償8万9,000円、普通旅費2万2,000円、14節使用料及び賃借料23万2,000円、車両借上料ですが、これは9月27日から28日にかけての議会の道内視察に係る経費となります。旅費、使用料及び賃借料合

わせて34万3,000円の視察における経費の計上であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、共済費214万5,000円の減額となります。それから、9節旅費76万7,000円、普通旅費ですけれども、実は職員の採用に係る赴任旅費、当初22万3,000円、1名分を計上しておりましたけれども、5名となりまして、見込額が99万円、その差し引き76万7,000円の補正でありまして、これについては、既定予算の中で対応しておりますので、既定予算の中に戻すという内容になります。

5目財産管理費11節需用費、消耗品2万2,000円、それから、12節役務費18万6,000円、車両検査料、自動車損害保険料ですが、それと、次のページであります。公課費3万2,000円、自動車重量税、これについては、社会福祉協議会で使っていたトラックなのですが、トマムの温泉の配送のトラックですけれども、それが廃止になりまして、町に譲渡されました。それに係る車検費用となります。12万6,000円あります。13節委託料16万2,000円、福祉館等整備、これは新町5号通りの工事に伴いまして、新町交流館の電柱移設に伴う幹線の、電話引き込み線の変更に係る業務であります。25節積立金1,648万8,000円、これは歳入科目は違いますが、同額になります。まず、ふるさと整備基金積立金24万円、これは寄附22件です。それから、いきいき産業支援基金積立金1,602万8,000円、これは約定償還分の追加にかかわる部分1,013万6,000円と、繰り上げ償還分588万2,000円です。それと、寄附1件、1万円あります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金1万円、これは寄附1件です。地域福祉基金積立金16万円、これは寄附7件です。給食センター管理運営基金積立金、寄附3件、3万円あります。それから、次のページ、スポーツ振興基金積立金、寄附1件、2万円あります。内容につきましては、歳入のほうで御説明を申し上げたいと思います。

6目町有林管理費4節共済費、これは社会保険料、労災保険料ですが、それと、次の下、賃金31万6,000円、町有林作業員賃金、それから、次のその下、14節使用料及び賃借料2万7,000円、作業用機械借上料ですが、これは町有林の管理に係る賃金、作業用機械の借上料の追加の補正であります。賃金につきましては、作業道整備、それからキクイムシに係る調査、それらの増によるものです。当初、賃金202人工を見ましたけれども、今言いました要因によりまして246人工、44人工分の増、31万6,000円の追加の補正であります。17節公有財産購入費1,268万9,000円、土地購入費であります。これは町有林の拡大事業に係る経費でございます。資料ナンバー9に箇所図をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っておりますけれども、今回、土地につきましては2カ所、56万5,224平方メートル、立木が986万2,560円、合わせて1,268万8,680円の予算であります。なお、町有林拡大事業に伴って、今回の購入によりまして、約77町歩、町有林を拡大したということになってきます。12目の銀河の森管理費4節共済費21万3,000円の減額。

2項徴税費1目税務総務費、共済費127万5,000円の補正。

次のページ。

3項戸籍住民基本台帳費、共済費2万1,000円の補正。

4項選挙費1目選挙管理委員会費、共済費1万1,000円の減額。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、共済費41万6,000円の減額であります。

15ページ。

23節償還金利子及び割引料1,097万8,000円の補正ですが、これは国庫補助金等返還金でありまして、これは平成28年度の補助金の精算に伴う国、道への返還金であります。国へは349万7,397円、北海道へ747万9,964円、合わせて1,097万7,361円の国、道への返還となります。

2目老人福祉費8節報償費、敬老祝い金13万円ですが、敬老祝い金の喜寿にかかわる13人分、13万円が、実は当初予算の計上漏れが発見されました。それで今回、補正をさせていただいております。当初予算においては、喜寿が16名の16万円、米寿が27名の81万円、合わせて97万円を当初予算を計上しておりましたけれども、今回、今言いましたように、喜寿13名分、13万円の計上漏れがありましたので、今回、補正をさせていただいております。合わせて喜寿は29名の29万円、米寿が27名の81万円で、合わせて111万円の今後の執行となります。それから、11節需用費306万7,000円、12節役務費16万3,000円、13節委託料521万7,000円、次のページ、使用料及び賃借料9,000円ですが、これは福寿荘に係る経費見込みとして、12月から3月分に係る予算となります。845万6,000円であります。

追加資料の1をお開きいただきたいと思います。

これは福寿荘の経費で、通常ベースにおける28年度と、今後、来年度予算の見込みになりますけれども、これは試算値ですが、通常ベースにおける比較と、今回、9月補正でお願いする予算の比較表になってございます。

まず、歳入においては、28年度ベースでいくと503万円、平成30年度当初見込みの試算では755万2,000円、特に使用料228万5,000円ということで、通常が8人と、ショートが1人の9名分で計上しております。9月補正においては、今回ですが、歳入、後ほど御説明申し上げますけれども、7人分、12月から3月まで、56万円と、入居者実費負担額147万7,000円、実費分が63万円の食事代が84万7,000円、203万7,000円であります。歳出ですが、これも28年度と30年度の当初の試算値を比較しております。需用費においては、消耗品以下、修繕料までございましてけれども、特に燃料費、28年度当初58万4,000円に対して27万3,000円、燃料費は給湯ボイラーのみと、それから、光熱水費で297万5,000円、これは床暖房を電気で行うということで、比較としてふえております。今回、補正においては、消耗品費から修繕料まで306万7,000円の計上になります。役務費については、ここに手数

料、クリーニング代で、30年度試算で2万円ございますが、これはショートステイの部屋のみクリーニング代となります。補正においては7,000円を見ております。委託料ですが、28年度当初予算ベースでは、食事提供全部含めて468万2,000円ですが、30年度試算値では1,671万6,000円と、一体管理をお願いするということで計上しております。3人体制で考えております。委託料においては1,203万4,000円ほど増となります。その下の18万円、これは介護予防運動指導者派遣ということで、入居者の転倒予防運動指導の講師を町外から招いて、そういう予防対策を講じるということで、月1回ベースで予算計上を考えております。今回、補正においては6万円、12月から3月まで、月1回で4回分、1回1万5,000円ですので6万円と、それから、補正、委託料で515万7,000円、先ほど話したように、24時間体制での委託を考えてございます。3人体制ということで、夜間の管理人、日中の管理人と、事務も含めた介護員ということで、3人体制での委託を考えてございます。ちなみに、29年度当初予算においては、委託料は326万3,000円を計上してありまして、それと今回のを合わせますと842万円の委託料に今年度はなる見込みとなります。今回、トータルとして845万6,000円の福寿荘の12月から3月までに係る分の予算を計上しているところであります。

現在、協議をしていることにつきましては、従来からの業務内容がございまして、施設内外の清掃ですとか、施設内の火気取り扱いですとか、施設ですとか、温度管理ですとか、食事の提供ですとか、献立などを含めて、あるいは電話受理、郵便物、回覧板の扱いとか、入居者の健康管理、生活相談ですとか、そういう部分などについては従来も委託しておりますが、これはある程度継続してお願いするということになりますし、今協議しているのは、緊急時の連絡体制、家族ですとか関係機関ですとか、そういったものについて、今、協議をしているところでありますし、先ほど言いました、従来委託している内容についての夜間管理人の業務の内容ですとか、日中の管理人、あるいは日中の介護員、事務も兼任しますけれども、その2人の業務分担の分けと申しますか、そういったことを今、相手側と協議をしていると、そういう内容であります。

予算書の16ページにお戻りください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費20節扶助費19万円、交通費助成で、児童施設通所分であります。追加になりますが、当初、帯広12回、5万5,000円、足寄36回、5万9,000円の11万4,000円を見ておりました。見込みとして、帯広が56回、25万4,000円、足寄が31回、5万円ということで、30万4,000円の見込みとなりました。差し引き19万円の補正となりました。

それから、2目児童福祉施設費、4節共済費19万7,000円の減額であります。

3項国民年金費、共済費2万円の追加の補正です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、共済費で37万7,000円の減額、負担金補助及び交付金17万円、帯広厚生病院への補助金の追加でありまして、当初12

4万円を見ておりましたけれども、141万円の見込みという通知がございまして、不足分17万円の補正となります。なお、この補助金に対する特別交付税措置が8割ございます。8割分が特別交付税で戻ってくるという内容であります。

3目予防費7節賃金、臨時保健師賃金9万5,000円、それから、旅費の1万3,000円、費用弁償、これは10日分です。この賃金と旅費につきましては、1歳6カ月健診、3歳児健診、特定健診時における結果説明会に従事していただくということで、10日分の計上であります。8節報償費、謝礼金20万3,000円につきましては、言語聴覚士、帯広から専門家に来ていただく内容でありますけれども、現在、保育所園児の中に、発音不明瞭とかどもりなどの園児さんがいるというふうに聞いております。そういう相談が保護者から町にも来ておまして、それらに係る専門家を探していたところ、来てもいいという快諾をいただきましたので、7回分、車賃を含めて20万3,000円を計上したところであります。

3項水道費2目水道費28節繰出金、これは簡易水道事業特別会計への繰出金の減額です。382万8,000円の減額となります。

18ページ。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、共済費2万4,000円の補正。

2目農業総務費、共済費1万円の減額。

3目農業振興費19節負担金補助及び交付金199万円の補正。交付金ですが、荒廃農地等利活用促進交付金であります。

追加資料2をお開きいただきたいと思っております。

追加資料2は、ここに記載のとおり、荒廃農地等利活用促進交付金についてということで、1、事業内容は、ここに記載のとおり、対象農地となる荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、施設等整備に対して支援を行うということで、29年度からの実施となります。今回、補正予算に計上している内容につきましては、米印二つがついているかと思っておりますが、まず土壌改良、それから、その下の営農定着、この部分が対象となります。

2の対象農地ですが、農業委員会が農地法に基づき実施する利用状況調査において、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地と指定した農振農用地区域内の農地。なお、自己所有地において、みずから荒廃農地発生の原因となる場合は対象外となっております。

3、対象者ですが、人・農地プランの中心経営体等に位置づけられた農業者、農業者等が組織する団体、農地中間管理機構、農協等ですが、今回、対象になるのは農業者になります。

4の交付金の流れですが、国から北海道に入りまして、それから町に入って、町から農業者のほうに交付するという内容です。

5の補助率ですけれども、定額です。10アールで、上限2ヘクタールまでで5万円の

単価、実作業経費の2分の1相当額ということで、今回対象になるのは小利別地区で199アール、99万5,000円、中陸別地区で199アールで99万5,000円、これは1名ずつです。今回、対象者は2名ということで、小利別、中陸別、各1名ずつが対象となります。

それでは、予算書18ページにお戻りください。

7目公共草地管理費19節負担金補助及び交付金、負担金ですが、指定管理施設修繕等負担金120万1,000円、これは畜産センターの雑用水ポンプが故障して、修繕を要しました。その町としての負担金120万1,000円であります。

8目農畜産物加工研修センター管理費、共済費2万9,000円の減額となります。

19ページ。

7款商工費1項商工費1目商工総務費、共済費132万1,000円の補正。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、共済費43万円の減額。

8款土木費2項道路橋りょう費4目道路新設改良費、工事請負費、道路改良工事です。これは若葉4号線2号通りの工事でありまして、箇所図は資料ナンバー10にあります。延長は94メートル、1,412万9,000円となります。

20ページ。

4項住宅費1目住宅管理費13節委託料82万円、測量試験費ですが、これはつつじヶ丘団地内の通路の測量設計であります。延長が105メートル、工事については30年度を予定しております。つつじヶ丘団地については、平成3年度に整備をしております。

5項下水道費1目下水道費28節繰出金、公共下水道事業特別会計への繰出金185万9,000円の減額です。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、共済費63万8,000円の減額です。

次、21ページ。

4目スクールバス運行管理費、需用費、修繕料50万円です。スクールバス2台、小利別線と殖産トラリ線。小利別線は平成13年に購入して16年目、殖産トラリ線は平成8年に購入して21年目ではありますが、それぞれ修繕を要するというので、2台分、50万円あります。

5目教育研究所費8節報償費3万6,000円、謝礼金ですが、実は社会科副読本、小学校3年生、4年生用ですが、平成31年度にこの副読本が更新になります。そのための準備として、資料収集ですとか、その準備にかかるということで、29年度は下半期分、30年度は印刷製本費を含めて準備をしていくということになります。今回、教育研究所の所員2名、下半期分で謝礼金として3万6,000円の補正となります。

5項保健体育費1目保健体育総務費、負担金補助及び交付金、スポーツ振興基金運用事業7万7,000円の補正であります。当初30万円を見ておりましたけれども、今後の見込みとして37万6,176円の支出見込みということで、不足分7万6,176円の補正であります。

3目学校給食費、共済費67万7,000円の補正となります。

なお、給与費明細書は22ページから23ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、歳入に移ります。

歳入、7ページをお開きください。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額22億144万3,000円ですが、この内訳としては、普通地方交付税が20億2,144万3,000円の、特別地方交付税1億8,000万円ですが、このたび7月25日に普通交付税が確定しました。新聞報道で御存じのとおり、陸別町の普通交付税の額が20億1,083万8,000円ということで確定をしたところであります。その差し引き1,060万5,000円の減額となります。

12款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料56万円、先ほど資料で説明させていただきましたけれども、福寿荘の12月から3月分の使用料、お一人2万円の7人の4カ月分であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金4目教育費補助金1節教育総務費補助金4万4,000円の減額ですが、これは説明欄にあるとおり、学校支援地域本部事業がこのたび国からの補助金の内示がありました。その結果、当初19万4,000円を見ておりましたけれども、15万円の決定ということで、その差額4万4,000円の減額となります。

それから、14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金1節農業費補助金699万円の補正ですが、新エネルギー設計支援事業500万円、これは実は5月29日の第3回臨時会において、バイオマス事業の導入支援業務ということで説明をさせていただいて、そのときには、これから申請をして、補助金がつけば予算を計上していきたいと、そのように説明したかと思うのですが、バイオマス事業の仕様書作成申請業務で、歳出予算は1,001万2,000円でした。その2分の1以内ということで、500万円の補助がありますということを説明したと思いますが、今回、採択になりましたので、その500万円を計上しております。それから、荒廃農地等利活用促進交付金199万円は、先ほどの資料の説明のとおり、2地域の2名分です。

5目商工費補助金1節消費者対策費補助金9万5,000円、これは地方消費者行政活性化交付金、これは追加交付であります。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、先ほど歳出で説明させていただきましたけれども、29年度から歳出でふるさと納税事業返礼金の予算を、委託料とか計上しましたけれども、今回、その分が31件の寄附がありました。31件で30万円です。一般寄附が4件の17万円であります。内容については、まず、1節総務費寄附金、ふるさと整備資金で24万円、これはふるさと納税事業の関係ですが、寄附が21件の19万円、一般寄附1件が5万円、合わせて24万円です。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金1万円、こ

これはふるさと納税事業に係る1件であります。2節教育費寄附金5万円、給食センター管理運営資金3万円、これはふるさと納税事業に係る寄附3件です。スポーツ振興資金2万円、これは一般寄附1件です。3節民生費寄附金16万円、地域福祉資金ですが、ふるさと納税事業による分が5件、6万円、一般寄附が2件、10万円であります。5節農林水産業費寄附金1万円、いきいき産業支援資金ですが、ふるさと納税事業に係る分が1件であります。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、今回、歳入の不足分を財調を取り崩して充てるということで、964万4,000円ほど財調から取り崩しております。

5目町有林整備基金繰入金、これは町有林拡大事業に880万円を充当しております。次のページ。

9目スポーツ振興基金繰入金、これはスポーツ振興基金運用事業に7万7,000円の充当であります。

18款繰越金、前年度繰越金ですが、3,733万7,000円、これは全額計上であります。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入ですが、優良家畜導入貸付金償還金1,601万8,000円。先ほど歳出で説明しましたけれども、約定償還分、牛40頭分、1,013万6,000円、繰り上げ償還分、牛26頭分、588万2,000円であります。

5項雑入3目雑入3節高齢者福祉施設負担金147万7,000円、これは福寿荘の実費負担金の分です。日用品、燃料費の負担分と食事の負担分合わせて147万7,000円、雑入で233万3,000円、介護給付費負担金等精算返戻金、これは28年度の精算に伴う介護保険会計からの収入となります。これはまた詳細は介護保険会計のほうで説明させていただきます。

4目過年度収入1節障害者福祉費等負担金過年度収入、障害者福祉費等負担金1万9,000円、これも28年度の精算に伴う追加の交付となります。これは障害児通所給付金でして、国から1万9,582円、道から180円の収入となります。

次のページ。

2節子供のための教育・保育給付費負担金過年度収入198万円、子供のための教育・保育給付費負担金ですが、これも28年度の精算に伴う追加の交付分であります。

20款町債1項町債7目臨時財政対策債1,190万3,000円の減額であります。この減額の主な要因は、普通交付税の確定に伴う減が主な要因でして、臨時財政対策債についても全国的な予算配分の中で定められておりますので、それらに係る減額となります。

以上で歳入を終わりました、5ページをお開きください。

5ページは、「第2表地方債補正」であります。

まず、追加であります。

起債の目的、緊急防災・減災事業、防災行政無線整備事業、3,740万円の限度額。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますけれども、関連して、変更がここにあります。過疎対策事業の二つ目、防災行政無線整備事業、補正前の3,740万円が、補正後はゼロ。つまり、過疎対策事業分を緊急防災減債事業のほうに振りかえると、そういう北海道の過疎債の配分ですとか、そういった中で、ある程度北海道からの助言もございましたので、そのように振りかえをしております。ちなみに、緊急防災減災事業は100%充当で、10年償還、据え置きはございません。元利償還70%が交付税に算入されるということで、ある面では過疎債と同様の交付税措置があるということでありませぬ。

次のページ、6ページが一番下、臨時財政対策債、補正前が1億800万円、補正後が9,609万7,000円で、1,190万3,000円の減額となります。

以上で議案第64号の説明を終わります。次、議案第65号の説明に移ります。

議案第65号平成29年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金23節償還金利子及び割引料630万4,000円の補正です。まず、国庫補助金等返還金620万4,000円ですが、これは平成28年度の療養給付費の精算に伴う国への返還金となります。国保税還付金10万円ですが、これは1点目は、後期高齢者医療の保険料軽減の判定に係る国の電算システムの誤りによって、それに関連して国保税の軽減判定における賦課誤りがありましたということとを5月の臨時会で御報告させていただいております。予算30万円に対して予備費50万9,900円の80万9,900円を執行して、国保税の還付14件、10世帯、77万8,600円、還付加算金、11件、7世帯、3万1,300円の還付をしております。これについては、6月定例会でも行政報告をさせていただいております。現在、この23節については、予算がゼロの状態でありますので、今後のことも想定して、10万円ほど、今回、予算を計上させていただいております。

以上で歳出を終わります。歳入、4ページに移ります。

歳入、4ページですが、9款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金630万4,000円の補正です。繰越金確定額1,591万8,398円ですが、それから、今回の補正後の額1,130万4,000円を控除した461万4,398円を留保しております。

以上で議案第65号の説明を終わります。議案第66号の説明に移ります。

議案第66号平成29年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出の5ページをお開きください。

5ページ、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、共済費で89万3,000円の補正であります。

2款医業費1項医業費1目医療用機械器具費、備品購入費、医療用備品18万4,000円ですが、実は外来用の冷蔵庫ですが、平成16年度に購入して13年目を迎えるわけですが、この冷蔵庫、温度管理ができない状態になってきましたので、いろいろと支障がございますので、今回、更新をしたいという内容であります。

2項給食費1目給食費、備品購入費、管理用備品9万円ですが、給食に係る厨房用の電子レンジの更新であります。これも同じく16年に購入して、13年目になりますが、故障したりして支障を来しておりますので、今回、更新をお願いしたいという内容であります。

6ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページをお開きください。

4ページ、歳入ですが、5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金116万7,000円の補正であります。前年度繰越金確定額1,745万7,317円です。補正後の額569万2,000円を控除すると1,176万5,317円を留保しております。

以上で議案第66号の説明を終わりました、次に、議案第67号の説明に移ります。

議案第67号平成29年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

歳出、6ページです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費10万5,000円の減額です。

2款施設費1項施設管理費2目施設新設改良費、工事請負費、配水管新設240万1,000円、町道若葉4号線2号通りの配水管新設でありまして、延長は83メートルであります。

箇所図は資料ナンバー10にありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

7ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

では次、歳入に移ります。

5 ページをお開きください。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、財政対策分として 3 8 2 万 8, 0 0 0 円の減額です。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、前年度繰越金 3 9 2 万 4, 0 0 0 円の計上。確定額が 4 4 2 万 4, 5 1 8 円ですので、今回で全額計上となります。

7 款町債 1 項町債 1 目簡易水道事業債、配水管整備事業 2 2 0 万円ですが、これは過疎債が 1 1 0 万円、簡易水道事業債が 1 1 0 万円の内訳となります。

以上で歳入を終わりますけれども、4 ページをお開きください。

4 ページは、「第 2 表地方債補正」であります。

変更になります。

まず、過疎対策事業、配水管整備事業、補正前が 5 7 0 万円、補正後が 6 8 0 万円で、1 1 0 万円の増。

簡易水道事業、配水管整備事業 5 7 0 万円が、補正後 6 8 0 万円で、1 1 0 万円の増。合わせて 2 2 0 万円の追加となります。

なお、補正前、補正後の利率については、ここに記載のとおりであります。

以上で議案第 6 7 号の説明を終わりますして、次、議案第 6 8 号の説明に移ります。

議案第 6 8 号平成 2 9 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、共済費 6 万 5, 0 0 0 円の減額です。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費 1 8 節備品購入費、管理用備品 2 4 万 1, 0 0 0 円。実は浄化センター事務室の石油ストーブが故障しておりまして、その更新であります。このストーブは平成 1 0 年度に購入して、1 9 年目でありまして、もう既に部品などがございませんので、今回、更新したいということで、2 4 万 1, 0 0 0 円の補正であります。

3 款事業費 1 項下水道整備費 1 目下水道建設費 1 5 節工事請負費 2 7 2 万 9, 0 0 0 円、汚水管渠新設であります。これも町道若葉 4 号線 2 号通りの下水道の汚水管渠新設です。

箇所図は資料ナンバー 1 0 にあります。延長 5 3. 8 8 メートルであります。

給与費明細書が7ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。

次、歳入に移ります。

5ページ、歳入です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金185万9,000円の減額。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金216万4,000円。今回、確定額が266万4,747円ですので、全額計上となります。

6款町債1項町債1目下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業260万円ですが、内訳としては、過疎債が130万円、下水道事業債が130万円となっております。

以上で歳入終わりました、4ページをお開きください。

4ページは、「第2表地方債補正」であります。

変更です。

先ほど説明したように、過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業、変更前が2,030万円ですが、変更後、2,160万円、130万円の増。

下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、補正前2,030万円が、2,160万円で、130万円の増。

合わせて260万円の補正となります。

補正前、補正後の利率については、ここに記載のとおりであります。

以上で議案第68号の説明を終わりました、次、議案第69号の説明に移ります。

議案第69号平成29年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出ですが、今回の補正につきましては、28年度決算に係る繰越金941万9,981円の精算に係る補正となります。したがって、前年度予算で決算で黒字になりますと、翌年度予算でそれをゼロにすると。したがって、トータル的にはプラス・マイナスゼロの予算、決算ということになります。今言いました28年度決算で29年度繰越金941万9,981円の精算になります。

まず、4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金702万1,000円です。これは剰余金の中から積む分ですが、まず、28年度の精算に伴う追加交付分が132万2,442円、繰り越し分となる分が569万8,628円、702万1,070円になります。既定額が1,000円ございますので、そこから引いた額702万70円の補正となります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目介護給付費負担金等返還金です。23節償還金利子及び割引料で372万1,000円の国、道などへの返還金であります、ま

ず、28年度分の確定に伴う返還金ですが、国には地域支援事業分で64万5,197円、北海道へも同じく地域支援事業分で35万7,881円、支払基金にも地域支援事業分で38万4,322円、陸別町への返還ですが、地域支援事業分で19万6,629円、介護給付費分で82万3,197円、同じく介護給付費の事務費分で131万4,127円、町への一般会計分が233万3,953円の返還となります。合わせて372万1,353円。そして、基金への積立金569万8,628円で、繰越金がゼロとなります。

歳入に移ります。

4ページになります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、過年度分です。16万4,000円。円単位でいきますと、16万3,286円。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、過年度分19万8,556円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、過年度分、96万6000円。

この、国、道、支払基金を合わせた額が132万2,442円、これが基金積み立ての財源となっています。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金、今回、941万8,000円の補正となります。既定額で1,000円、科目存置で残しておりますので、941万8,981円の補正でありまして、合わせると補正後の額941万9,000円となります。

以上で、議案第65号から議案第69号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第64号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は11ページからを参照してください。

1款議会費、11ページから、2款総務費、14ページ下段まで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 13ページの土地購入費の関係で、町有林管理費の関係でお聞きしたいのですが、説明図、ナンバー9を見ているのですが、総体的に56ヘクタールなのなのですが、10アール当たりで計算すると平均で2万2,400円ぐらいになるかと思うのですが、先ほどの説明では、立木が960立方あると。そういった意味で、単なる山ではないような気がする、2万2,000円というのは。そう

いった意味でいくと、實際上、立木というのか樹種というのか、造林中なのか、自然林で広葉樹なのか、その辺についてもうちょっと説明願いたいと思いますけれども、いずれにしましても、今後、購入した町有林としての管理はどういう方法で、方向でいくのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今回の土地購入予定地でございますけれども、未立木地と立木地がございます。立木地につきましては、アカエゾマツとトドマツとカラマツの人工林でございます。アカエゾマツが11.76ヘクタール、トドマツが13.11ヘクタール、アカエゾマツとトドマツはそれぞれ41年から45年生というふうになっております。カラマツは幼齢林で3年生と5年生でありまして、トータル7.32ヘクタールでございます。そのほか、天然林のまだ成林になっていない部分が3.04ヘクタールありまして、この立木、カラマツは材積は出ないのですけれども、アカエゾマツとトドマツの合わせて4,374立方メートルが、先ほど副町長からも説明がございましたが、立木の分ということで、986万円ほどの価格を見込んでおりまして、そのほかは土地代というふうになっております。

それと、今後の管理につきましては、山林購入後は町有林の経営計画に組み込みまして、未立木地については計画に沿って順次植栽をしていくという形になります。アカエゾマツとトドマツはほぼ林齢も40年生を過ぎておりますので、何年後になるかわかりませんが、最終の間伐を迎えるような形になるのかと思います。今のところ町有林はそのような形で計画に組み込んで経営を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） もうちょっと詳しく教えてほしいのは、山林、二つに分かれていますよね。小利別とトマムのほうと、今のは全体的な話だったのか、それとも小利別のほうについてはこれぐらいとかというのは、ちょっと明細にわかりますか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） トマムのほうは、面積が5万5,637平方メートル、小利別が4万9,587平方メートルで、小利別は伐採跡地であります。立木があるのはトマムのほうというふうになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 12ページの財産管理費なのですけれども、車両検査等で、先ほど社協の温泉トラックを引き受けたということだったのですけれども、社協で温泉配達をやめたのか、そして、やめたとして、この車を引き取って、これからどういうふうにご利用するのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 社協の車両につきましては、温泉配達のほうを廃止しまして、この後の用途がないということで、町のほうに譲渡という形になっております。今後の使用につきましては、これまで町のほう、過去には2トントラックがあったのですけれども、なくなりまして、軽トラックでイベント等の運送に使ってございましたが、大きな車になりますので、今後はこちらのほうを利用していきたいということで、夏祭りですか、いろいろなイベント等の運搬等に利用したいと。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、3款民生費、14ページ下段から、7款商工費、19ページ中段まで。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費13節委託料、施設等管理運營業務515万7,000円の増額につきましてお伺いいたします。

これは高齢者共同生活支援施設、福寿荘にかかわるもので、先ほど副町長から詳しい説明をいただいております。現予算は8カ月で326万3,000円、それに残り4カ月で515万7,000円が増額されるということでありました。委託料の単価で比較いたしますと、再建後は約3倍ほどの委託費になるわけでありまして、委託の業務の内容につきましては、これも副町長の説明で詳しくされておりますので、十分理解できるところでありますが、この委託業務の内容の改善につきましては、昨年11月25日の火災事故を教訓にしているものと考えます。事故の原因を十分に精査された上での対応と考えますので、入居者の安心安全につながると考えております。

ただ、この高齢者共同生活支援施設は、法定の社会福祉施設ではありませんので、監督官庁の都度の指導監査とか、報告を求められる内容にはなっていないと思います。したがって、ややもすれば業務委託というのは任せっきりになりがちなものですから、受託業者と担当部署とは密に連携をとっていただきたいと考えているわけでありまして、その考え方がある程度固まっているのであればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいま議員御指摘のとおり、昨年11月の火災を受けてということもあります。まだ明らかにしていない部分はありますけれども、協議の中身とうちのほうの仕様の案ということですが、その中では、避難訓練も含めて定期的に行いたいと。半年に1回程度というふうに考えていますが、これも基本的には管理、委託のほうでやってもらおうと思っておりますが、町が絡まないということでなくて、町が必ず一緒になってということは考えてございます。

先ほど単純に3倍になると言われましたけれども、こちらは議員も御存じのとおり、人数も3倍になるということもありますので、安全管理には万全を期したいということで考

えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 17ページ、4款衛生費の中段なのですが、1目保健衛生総務費、右の補助金、帯広厚生病院の運営事業ということで、当初124万円が141万円ということで、17万円、先ほどの説明では8割が特別交付税で戻ってくるということなのですが、陸別の負担が17万円ということではありますが、全体的な中の割り当てとなっていると思うのですけれども、ここら辺のふえたという要因というのはどういうことが考えられているのか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員御指摘のとおり、各市町村で分担を決めて、人数ですとか利用割とかで決まっております。こちらにつきましては、不採算部門と言われる部門の分の市町村での応分の補助金ということになっておりまして、基本的には交付税算入8割ということで返ってはきます。今回の交付税が減額になったことによる単年度分の補助ということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これはただ単に陸別町と厚生病院とのやりとりではなくて、十勝町村会、それと帯広市と、相手側の厚生病院、今言ったように、厚生病院の赤字部門のところを負担するのですけれども、特別交付税というのは毎年算出根拠が変わってきます。したがって、その負担割合の中で、各自治体、8割分の特交措置がありますから、それを逆算していく中で、ある程度それを超えない範囲の中で、トータルの中で負担しましょうということになってきたのです。したがって、毎年金額は変わるかなと思います。ただ、これもたしか8月ぐらいにそういう通知が来て、十勝全体の特別交付税額が各市町村ごとにこれぐらいになりますと。それで、各負担割合を算出したときの金額と、特別交付税に基づいた金額と、それで安いほうで負担をします。それが特別交付税分で算出した額が十勝全体で安いという算出根拠があって、陸別町、当初、前年実績ベースで121万円、28年度の当初予算ベースで、確定額で当初予算を計上していたのですけれども、町村会、帯広市、厚生病院との協議の中で、今言った、特別交付税を算出根拠とするという考え方で算出をして、陸別町はたまたま141万円で、17万円の追加補正と。したがって、十勝管内の各町村全て、今回、9月定例会で追加の補正を上げていると認識しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 簡単に言うと、当初予算できていたものが、ここにきて赤字の金額がふえたということではないということですか。そこを聞きたいのですけれども、この

8割のどうのこうのということではなくて、要は、これから新しく厚生病院が建っていったりとか、そんな中のこの経費の部分を十勝で分散して、人口割とかでやると思うのですけれども、当初の予算よりどんどんふえていってという状況であれば、ちょっとかなと思っただ質問だったのですけれども、その辺はいかがなのですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 当初の段階では、確定するまでちょっとわからないものから、どうしても低め、つまり28年度実績ベースで予算を計上しているという状態でありまして。したがって、今回確定したことによって差額分が出たと。それで、今回補正をしたということでありまして。見込みで増額して当初予算という見方もあるのですけれども、これがまた算出根拠のない上乗せになってしまうと、またいろいろと問題が出てきますので、どうしても当初でわからなければ、ある程度前年ベースで予算措置をしていって、これは管内みんな同じだと思うのです。そしてある程度協議する段階で、特交の基礎数値を7月ぐらいから出していくのです。その中である程度試算というのはできるはずと聞いていますから、その中の計算だというふうに理解していただければいいと思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 18ページの6款1項3目と7目についてちょっとお聞きしたいのですけれども、いわゆる3目農業振興費で、交付金で、荒廃の農地の関係、これは新しい交付金というか補助だと思うのですけれども、ことしから始まって、一応期限なのか、それとも何年間という予定なのか、その辺、ちょっと説明願います。

それから、7目の指定管理施設、畜産センターということだったのですけれども、負担金ですから、全体的にいわゆる総額幾らぐらいのポンプであったのか、その辺について説明願います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 農業振興費の交付金、荒廃農地等利活用促進交付金でありますけれども、この事業自体は今年度からというふうになっておりますけれども、実は追加資料の4番のほうに、交付金の流れの下の段に、昨年度参考ということで、耕作放棄地再生利用緊急対策事業という名称があるのですけれども、当町においては、平成26年度から昨年度まで、町経由ではなくて、陸別町農業再生協議会という団体を経由しての事業が取り組まれまして、今年度、国のほうで事業の組みかえがありまして、再生協議会ではなく、町経由というふうな交付金の流れに変わったということと、事業の内容も一部変わってきております。今回、予定しております2カ所につきましては、昨年度から始まっている事業でありまして、今年度、2年目ということで、今年度で終了するというところで、この事業自体は一応今年度で終わるという見込みであります。

それと、公共草地のポンプの関係ですけれども、総額がおおむね150万円相当のポンプというふうになっております。その8割分を町が負担するという形で、今回計上をしております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明で、3目農業振興費の関係、今言った農業再生協議会から組みかえて町がここに加わって、この事業が平成26年から継続されてきたものが、今回、組みかえて、昨年の実績に基づく2年目に当たると言ったのですけれども、今後、こういう流れについては復活するとかそういうことでなくて、ことしであくまでもザ・エンドなのか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 過去にそれぞれ対象農地で事業を実施してきておりまして、今回、この2カ所で対象になるところが、事業実施が終わるということもありまして、今年度で終了というふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、8款土木費、19ページ中段から20ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、10款教育費、20ページ下段から21ページまで。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑が終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 10ページの20款町債で7目臨時財政対策債についてお伺いいたします。

この臨時財政対策債の限度額の算出につきましては、先ほど副町長も説明されておりましたように、地方交付税の増減が関係するというふうに伺っております。今回の補正額9,609万7,000円、これにつきましても限度額であります。この臨時財政対策債につきましては、地方債ではありますが、この償還については、私の理解では、後年度、普通地方交付税の基準財政需要額に入れられて、わかりやすく言えば100%埋められるのだらうと、そのように理解しております。したがって、戻りますが、限度額ではあります。6ページの第2表では限度額とされておりますが、これ、いっぱいいっぱい借

りられるというか、起債するということですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） そのとおりです。したがって、限度額いっぱい借りないと、国のほうでもそういうふうにしていますから、限度額いっぱい借りるということになります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 7ページの地方交付税の減額が1,000万円あるわけなのですが、主な要因というか、その辺、新聞紙上でもちょっと陸別の交付税の関係で減額になっているのですけれども、どのように押さえていますか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 交付税の関係につきまして、こちらも新聞等でも出されてはいたのですが、当町の場合は、地方財政計画の歳出特別枠で地域経済基盤強化雇用等対策費ということで、リーマンショックの絡みでの対策費が国で組まれております。これが年数を経まして削減になっております。これが大きな影響となっております。これは国のほうも臨時費目で地方経済雇用対策費の中で交付税を算定する上で単位費用が減額されておまして、これが大きな減額となっております。また、過疎対策事業債の償還費の減少などもここでは影響しております。ちなみに、陸別町の場合はこれらの影響もありまして、十勝で減少率1番ということで、7.6%の減額というふうになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 必ずしも交付税がもらえれば一番いいというふうではないけれども、やはり町の財政を維持していく上で、簡単に言えば、一般的に言われる国の債務をすることによって交付税で返ってくるという、そういう手法をうまく使った財政を考えたほうがいいのではないかと。こうやって1,000万円も減額になるということは、いわゆる事業をする上での迫力というのかな、そういうものがないような気もするのですけれども、その辺については、今後、必ずしも交付税をもらうことがいいとは、借りた金を、その分に見返ってくるという資金だと思えるのですけれども、それも入っていると思うのですけれども、そういった、今言った事業を進める上で、やっぱりもらうものはもらう、借りるものは借りるというか、そういう投資の考え方がいいのではないかと思うので、新聞の紙上を見ると、何となく陸別はそういうものへの取り組みが少ないのかなという気がしましたものですから質問したのですけれども、その辺についてはどうですか、町長。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 人それぞれ考え方があって思うのですが、基本的に当町も、使える、例えば他の制度のハード面ですとかソフト面の補助メニューがあれば、それを当然使うのは、補助申請をしたり、道と協議したりして、予算措置できるものは予算措置をしております。議員御存じのとおり、陸別町の場合は交付税が、特別交付税を合わせ

ると50%の財政依存になっているという、これまた事実です。その中で、私ども、さかのぼると当初予算の段階から、交付税をどのように見るかというのが一番頭を悩ますのです。つまりどういうことかということ、去年これだけもらったから、ことしはこうだよということではなかなか出せないというのが現状でして、やっぱりどうしても交付税というのは、予算編成の段階では最終的にどのぐらいまで絞っていくかということで、頭を悩ませているのは毎年同じことをやっています。したがって、たまたま当初予算でも交付税は19億9,900万円程度、歳入不足分を見ましたけれども、増減はあったとしても、ある程度前年並みの21億円ぐらいは何とか入ってくるだろうと、そういう見込みで予算、去年もそうですけれども、交付税を充当してやっているところが現状ですけれども、先ほど言いましたように、国の交付税算出の中での厳しい状況というのは、今、新聞などで出ていると思うのですが、総務省と財務省とのやりとりですとか、そういった問題があります。議員御存じかと思えますけれども、国が赤字財政なのに市町村財政が繰越金で基金に積んでいるとか、そういったことを国サイドでは把握しているとか、いろいろな問題が出ておりますけれども、先ほど言ったように、私どもは使える他の補助金メニューは当然活用していくという考え方を持っていますし、先ほど交付税が町の歳入の50%を占めているという状況の中で、今回は本当に初めてのケースと私どもは認識しております。

したがって、これからどうするかとなれば、これを防ぐためにはどうしていくかとなれば、ある程度歳出自体を抑制していかなければならないということがこれから出てくるかと思えます。つまり、ここ従来やってきた年度当初での交付税の見込みと予算計上と、この乖離が今回あったという部分を含めていくと、今後はある程度歳出の見直しというのは出てくる可能性もあるのかなと。もしくは、同じだけの量を確保するとなれば、基金を取り崩していった先細りしていくのかなと、そういったこともありますので、今後、本当に何年間は、ある面では普通交付税の予算措置というものはある程度慎重にしながらも、ある程度基金を取り崩して、毎回、議会の都度言っていると思えますが、交付税をある程度少なく見積もって、ある程度基金を取り崩して当初で予算編成をしていると、そういう実態がありますので、今後はできるだけこんなことがないように、予算編成時にも十分注意していきたいなど、そのように思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私、今2回目の質問のときに言った中身とはちょっと今の説明は乖離があるような気がするのですよね。というのは、総務課長が今説明したように、過疎債の関係で、結局、その分に見合った交付税が来ないという話をされたので、僕、今質問したのですけれども、やはり借りるものは借りて、来るものは来るという形をとったほうがいいのではないかと。そのために、やっぱり今後、交付税額が少ないから悪いとかいいとかではなくて、そういうものをうまく利用したほうがいいのではないかとということを質問しているわけなのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これは予算を見てもらえばわかると思うのですが、第2表の今回の補正でも、地方債の中で過疎債にほとんど充当しています。つまり、過疎債、辺地債は交付税で元利償還の7割、8割が補填されていくことですから、それは当然、同じ借金であっても、有利な起債を使うというのは当たり前の話です。ただ、私が先ほど言ったのは、トータル的な部分の中での歳入不足分をどういうふうにしなければならないかということも含めての考え方ですから、そういう有利な起債を使って交付税に反映されるような起債を使うというのは、これは当たり前の話です。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債補正について質疑を行います。

5ページから6ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、歳入歳出全般についての質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第64号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第65号平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第66号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、第2条地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、第2条地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 4款基金積立金1目介護給付費準備基金積立金であります。介護給付費準備基金702万1,000円の増額であります。これは歳入の繰越金を充てて基金に積み立てるということで、先ほど副町長からの説明でありまして、この歳入のほうの基金の繰入金との関係であります。議案説明書のナンバー19、これは別議案の資料であります。現時点では積立額のほうが上回っているわけでありまして、ただ、平成28年度決算におきましては、繰入額のほうが上回っておりまして、349万1,000円ほど繰り入れ超過ということが見込まれております。この結果といたしまして、今年度の当初の基金残高は489万1,000円余りということになるだろうと、そのように考えております。この基金の今年度の今後の推移であります。このことが、次年度は介護保険料の改定が控えているわけでありまして、介護保険料をどのように設定するかには何かの影響が出るだろうと、そのように考えておりますので、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 準備基金につきましては、今回の補正予算にもありますとおり、前年度の繰越金が、28年度の繰越金が固まって、国からの追加交付、それから返還金、この差し引いた残りを準備基金に積んでいるということになります。27年度末の残金と、今の700万円と合わせると、1,100万円をちょっと超えるぐらいかなと……。訂正がありました、1,066万円になるということでありまして、今、議員の御質問で、30年度、いわゆる計画年ということで、保険料の算定もまた入ることがありまして、この準備基金の影響力は大きいということはもちろんそのとおりであります。現在、確定している給付等の実績が、まだ7月分までしか出ていないということがあります。今後の見通しを立てるとするのは非常にまだ難しい状況ではありますが、例年、準備基金、積み立てた、繰り入れたというやり繰りをしていきますので、今回、積み立てた分、もし今後、給付費が少し伸びたと、そういうことと、国、道、支払基金の負担金や交付金との精算の関係で、タイミングの関係で、一時的に準備基金を充当して3月補正するという可能性ももちろんないわけではありません。ただ、それはまた今年度の9月と同じように、精算行為に伴って、繰越金が出た中で、またやり繰りをしていくということになりますので、ただ、今現段階では給付費の動向はまだ見通せないということがありますので、明らかな見通しというのは出せない状況にあります。ただ、今申し上げましたとおり、年度でやり繰りをしていっていますので、今回積み立てた分、もし今年度末に取り崩しますよと、例えば500万円取り崩したら、30年度の決算のときには、そこまではいかないにしても、そのぐらいの数字をまた積み立てられるような状況に今の段階ではあるのではないかとこのように推定をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの御答弁の中で、資金の歳入歳出のタイムラグ、このこ

ともちょっと触れられておりましたが、一つ、いつも心配されるのは、保険給付費、これは現在も国保連を経由しているのか。もし国保連を経由しているのであれば、サービス提供の当月から何カ月後に送金をするのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 現在も従前同様ということになっておりまして、基本的には2カ月おくれということで数字が出ます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時42分